

## 「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定

「子ども・子育て支援新制度」が4月から全国で始まります。宜野湾市においてもアンケート調査を行い、子育てで家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握したうえで、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画に基づき、今後の市の子育て支援を推進していきます。

### 計画の策定にあたって

#### 1 策定の背景と目的

子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」「女性の社会進出」や「働き方の変化」など大きく変化してきています。子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で、子ども・子育て支援する新しい仕組みを構築することが必要です。

#### 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目指しています。そのため、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を進めるものです。

#### 3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を計画期間とします。

#### 4 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、妊産婦・乳幼児から学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象としています。



### 計画の基本方向、子ども・子育て支援施策の展開

#### 1 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

**「子どもが、親が、地域で生きる喜びを実感できるまち ぎのわん」**

#### 2 計画の基本的考え方

子ども・子育て支援新制度における三つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を踏まえつつ、以下に基本的考え方を示します。

- 子どもの視点に立ち、主体的な成長を支えるまちづくり
- 安心して子を生育、生きる喜びを実感できるまちづくり
- 地域のコミュニティの再生によるふれあいのまちづくり

#### 3 計画の基本目標と施策の展開

この計画では、これまで進めてきた『宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）』の考え方を一部継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

- (1) 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供  
幼児期の学校教育・保育の充実、多様な子育て支援サービスの充実、子どもの居場所づくり
- (2) 健やかで切れ目のない子どもの成長支援  
母子保健の充実、障がい児・発達面で支援が必要な子等への支援の充実
- (3) 子育てしやすい社会環境の整備  
児童虐待の防止に向けた対策の推進、ひとり親家庭への自立支援、仕事と家庭の両立支援の推進

### 計画の推進に向けて



#### 1 県および近隣市町村等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあるため、県、近隣市町村等との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

#### 2 関係機関および庁内等との連携強化

本計画の推進にあたっては、福祉分野をはじめ保健・教育分野等との連携が必要不可欠です。このため、保育所（園）や幼稚園、学校、事業者等の関係機関および関係団体等との連携強化に取り組みます。さらに、市民や地域との協働のもと各種取り組みを推進していきます。

#### 3 計画の進行管理（PDCAサイクルに基づく計画の進行管理）

計画の進捗状況を点検・評価し、現状や課題等に即した施策を推進できるよう、PDCAサイクル（計画「PLAN」、実行「DO」、点検・評価「CHECK」、改善「ACTION」）に基づく計画の進行管理に取り組みます。宜野湾市子ども・子育て会議にて、施策の進捗状況を適宜、点検・評価し、計画内容と現状に乖離が見られる場合等においては、中間年度である平成29年度中の見直しを検討し、継続的な改善を図ります。

問合せ：保育課 ☎893-4411 内線373

# はじまります！ 子ども・子育て支援新制度



子ども・子育てをめぐる少子化や待機児童問題などのさまざまな課題を解決し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国で始まります。

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。

子ども・子育て支援法

認定こども園法の一部改正法

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

### 認定区分により、利用する施設などが決まります

子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、施設などの利用を希望する保護者の方に認定を受けていただきます。新制度では、**お子さんの年齢と保育の必要性をもとに**、3つの区分の認定に応じて、利用する施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）が決まっていきます。

認定区分により、利用できる施設や時間は次のとおりです。

		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育	利用できる時間
1号認定	満3歳以上 教育を希望	🌸		🌸		1日4時間 (教育標準時間)
2号認定	満3歳以上 保育必要あり		🌸	🌸		1日11時間 (保育標準時間) または1日8時間 (保育短時間)
3号認定	満3歳未満 保育必要あり		🌸	🌸	🌸	

#### 幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための教育を行う施設

#### 保育所

就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

#### 認定こども園※

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

#### 地域型保育※

家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や定員6人～19人の小規模保育などの施設

※現在、宜野湾市には認定こども園や地域型保育はありません。

## 新制度に関するQ&A

**Q1** 認定の有効期間は何年ですか？有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか？

**A1** 1号認定の有効期間は、小学校就学前までの最長3年間を基本とします。

2・3号認定の有効期間についても、最長3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで）を基本としつつ、保育の必要性がなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動を理由として2・3号認定を受けている場合は、90日を基本的な有効期間とします。

**Q2** 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか？また、保育料はどうなりますか？

**A2** 満3歳になり、3号認定から2号認定になる場合は、市町村が認定の変更を行うので、保護者が改めて役所に保育の必要性認定の申請を行う必要はありません。またこうした場合、年度中の保育料変更はありませんが、翌年度から2号の保育料となります。

なお、教育・保育を共に受けることができる認定こども園の園児が満3歳になったときは、教育時間の利用に午後の一時預かりを組み合わせたこともできます。その場合は、1号認定に変更する手続きを行ってください。変更後は、1号の保育料と一時預かりの利用料を負担していただくこととなります。